

令和7年

福島県警察 政策評価



福島県警察シンボルマスコットキャラクター
「ふくぼうしくん」 「ふくぼうしさん」

福島県警察本部

□ 政策評価の目的

県警察における政策評価は、県民の視点に立ち、適正かつ効果的に警察行政を推進するとともに、警察行政の透明性を確保し、県民の理解と協力を得て、警察行政の更なる充実・強化を図ることを目的としています。

□ 政策評価の対象期間

令和7年1月1日から12月31日までの1年間

令和7年 政策評価の対象施策

重点目標1	県民の安全と安心を守る犯罪抑止対策の推進	1
重点目標2	街頭活動の推進による地域の安全と安心の確保	6
重点目標3	県民が不安を感じる犯罪の徹底検挙と組織犯罪対策の推進	9
重点目標4	総合的な交通事故防止対策の推進	13
重点目標5	大規模災害や県民生活を脅かす事態への的確な対処	19
重点目標6	サイバー空間の脅威への的確な対処	24
重点目標7	県民のための強く、やさしく、開かれた組織づくり	27

重点目標 1 県民の安全と安心を守る犯罪抑止対策の推進

【総評】

犯罪発生状況を分析し、その発生要因に応じた犯罪抑止対策を行うとともに、被害防止情報のタイムリーな発信や、防犯ボランティア団体等と協働による防犯活動を行った。

また、なりすまし詐欺等の発生実態を分析し、POLICEメールふくしま等による広報に加え、SNS、テレビCMを通じて的を絞った広報を実施するとともに、犯人からの電話を直接受けない対策や、金融機関・コンビニエンスストアにおける水際対策を行った。

子ども・女性・高齢者等が被害者となる人身安全関連事案について、初期段階から組織的に対応し、被害者等の保護を最優先に対処した。

少年の非行防止に資する街頭補導活動や少年の居場所づくり活動を推進するとともに、福祉犯事件の取締り強化、被害防止を目的とした情報モラル教室等を開催した。

商標法違反や特定商取引法違反等の生活経済事犯、廃棄物処理法違反等の環境事犯、売春防止法違反や条例違反等の風俗関係事犯を検挙したほか、不正に利用された預貯金口座等の犯行ツールについて、関係機関等と連携し、被害拡大防止対策を推進した。

許可等事務について、厳正な審査により、不適格者を排除するとともに、営業等の適正化を期すため、関係機関と連携した立入検査等を通じた指導等を行った。

令和7年中における刑法犯認知件数は前年より減少したものの、なりすまし詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の被害件数、被害金額はともに増加し、犯行手口の巧妙化もみられることから、引き続き発生状況の分析に基づき、SNS等幅広い媒体を活用した積極的な広報、金融機関・コンビニエンスストア等に対する管理者対策、関係団体等と協働した防犯活動等の犯罪抑止対策を推進する必要がある。

重点推進事項 1

地域で多発する犯罪、なりすまし詐欺等の被害防止対策の推進

【取組結果】

- 犯罪情勢に応じた犯罪抑止対策の推進
 - ・ 犯罪発生状況を分析し、地域で多発する犯罪について、被害多発場所の警戒活動の強化や広報啓発、住民に対する防犯講話等の犯罪抑止対策を行った。
 - ・ 万引きの多発店舗において、産官学連携に係る行動科学「ナッジ理論」を活用した人感センサー付き音声再生機器による実証実験を行った。（令和7年度予算額195万5千円、実証期間令和7年8月から11月までの間、令和7年中の万引き被害件数1,322件（前年比－64件））
 - ・ 令和6年度に実証実験を行い、自転車盗難の減少に効果のあったナッジ理論を活用した看板、横断幕を各警察署へ配布し、発生多発場所へ設置して被害防止対策を行った。（県内の駅等56か所に設置、令和7年中の自転車盗被害件数1,112件（前年比－121件））
 - ・ 県内の犯罪発生状況の分析に基づき県警ホームページやPOLICEメールふくしま等による広報啓発を行った。

- ・ 地域の自主防犯意識向上を図るため福島県街頭防犯カメラ設置補助事業を実施した。(令和7年度予算額800万円、補助団体数：29団体)
- ・ 各種対策を推進したことにより、刑法犯認知件数は前年より減少した。
(認知件数：8,674件(前年比-170件))

○ なりすまし詐欺等被害防止対策の推進

- ・ なりすまし詐欺の予兆情報認知時には、POLICEメールふくしま等情報発信による注意喚起を行ったほか、民放ラジオ局によるスポット広報を行った。(POLICEメールふくしま発信数：457件、スポット広報：10件)
- ・ 日々変化するなりすまし詐欺の手口や被害防止対策等について、POLICEメールふくしま等、あらゆる媒体を活用し、タイムリーに発信した。(登録者数、POLICEメールふくしま：103,723人、POLICEアプリふくしま：61,222人、X：14,490人、インスタグラム：6,702人、フェイスブック：741人(いずれも令和7年12月末現在))
- ・ 犯人からの電話を直接受けない対策として、国際電話不取扱受付センターの活用について周知するとともに、警告機能付電話録音装置の無償貸出を行った。(貸出数：946台(令和7年12月末現在))
- ・ テレビCMやSNS等を活用し、幅広い世代に対して、なりすまし詐欺等被害防止のための広報啓発活動を行った。(令和7年度予算額1,779万4千円)
- ・ 若年層向けの広報啓発動画をテレビCMやSNS等を活用して流し、犯罪の実行者になる者を生まない活動を行った。(令和7年度予算額1,103万6千円)
- ・ 各種対策を推進したものの、令和7年中におけるなりすまし詐欺等の被害件数及び被害金額は前年より増加した。(なりすまし詐欺被害件数：204件(前年比+84件)、被害金額：13億4,942万円(前年比+9億4,578万円)、SNS型投資・ロマンス詐欺被害件数：140件(前年比+30件)、被害金額21億91万円(前年比+9億2,140万円))

○ 関係機関・団体等との連携

- ・ 電子マネーを利用したなりすまし詐欺等の被害を防止するため「なりすまし詐欺対策シート」を作成し、コンビニエンスストアに配布するなど、金融機関やコンビニエンスストア等と連携して水際対策を行った。(未然防止数：140件)
- ・ 防犯ボランティア支援事業として防犯ボランティア団体等に必要な物品支援を行った。(令和6年度予算額100万円、支援団体数：11団体)
- ・ 防犯ボランティア団体、自治体、金融機関、老人クラブ、企業等が加入する「なりすまし詐欺防止ネットワーク」を活用し、被害情報の共有、注意喚起を行った。(加入数：249組織(令和7年12月末現在))
- ・ 県内のドラッグストア等が加盟する「ストアセキュリティふくしまネットワーク」と連携し、なりすまし詐欺被害防止対策のほか、外国人犯人グループ等による化粧品等を対象とした組織的大量万引き(爆盗)事件に関する情報提供を行い、被害の未然防止、拡大防止を行った。(加盟企業数：44社(店舗数：1,550店舗)(令和7年12月末現在))

重点推進事項2

子ども・女性・高齢者等の安全を確保するための取組の推進

【取組結果】

- 人身安全関連事案等に対する迅速かつ的確な対処

- ・ 令和7年10月、本部対処体制に情報集約と指揮を一元的に行う司令塔を設置し、部門横断的に対応を行うための対処体制を強化した。
 - ・ 事案を認知した初期段階から警察署と本部が一体となって対応するとともに、生活安全部門、刑事部門等が連携して組織的に危険性・切迫性の判断を行い、関係機関とも連携しながら、被害者の安全確保のために迅速かつ的確に対処した。
 - ・ 被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が高いと認められる場合には、安全な場所に速やかに避難させるとともに継続的に安全確認を行ったほか、110番緊急通報登録システムへの登録、防犯カメラの設置、携帯型緊急通報装置の貸与、身辺警戒等を行うなど、被害者等の保護を徹底した。
 - ・ ストーカー・DV事案においては各種法令を駆使して検挙したほか、ストーカー規制法に基づく警告や禁止命令等の行政措置を積極的かつ迅速に行った。（ストーカー事案関連の検挙件数：31件、ストーカー事案関連の行政措置数：58件（禁止命令：29件、文書による警告：29件）、DV事案関連の検挙件数：73件）
 - ・ 未成年者被害の誘拐事件等のおそれのある行方不明事案について、首都圏をはじめ全国に捜査員を派遣し、対象者の発見、保護活動を行った。
 - ・ 福島県女性のための相談支援センターとの連絡会を開催し、被害者等の安全確保のための情報交換を行った。
- 虐待事案への迅速・的確な対応の推進
- ・ 各種警察活動を通じて児童虐待事案の早期発見に努めるとともに、発見時における警察署と本部の一体となった対応により危険性を組織的に判断し、児童の安全確保を最優先とした対応を徹底した。
 - ・ 警察が児童虐待事案を認知した場合は、児童相談所等と連携して事実関係を確認し、虐待又はその疑いが認められた児童を速やかに児童相談所に通告した。（通告数：1,256人）
 - ・ 県内各児童相談所と連絡会議を行ったほか、同所に派遣した警察官等と情報を共有し、各種事案に連携して対応した。
- こどもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進
- ・ こどもや女性に対する性犯罪の前兆である声掛け、つきまとい等の事案を認知した場合は、先制・予防的活動を迅速に行って行為者を特定し、指導・警告等の措置を講じた。
 - ・ 犯罪の前兆とみられる事案等の発生状況や自主防犯活動の促進に資する防犯対策上のポイント等について、各種媒体を活用して広報啓発を行った。（実施数：36回）
 - ・ 政府策定の「登下校防犯プラン」に基づき、通学路の危険箇所における重点的なパトロールを行ったほか、学校、保護者、防犯ボランティア等と連携し、通学路や集団登校の集合場所等における警戒・見守り活動を推進するなど、通学路等におけるこどもの安全を確保した。
 - ・ 「子供の安全・安心ふくしまネットワーク」等と連携し、事業者等が日常の事業活動を行いながら、防犯の視点を持って通学路等の見守りを行う「ながら見守り」を推進した。（加入会員数：県内の108企業・団体（令和7年12月末現在））

重点推進事項3

少年の非行・犯罪被害防止対策の推進

【取組結果】

- 非行少年を生まない社会づくりの推進
 - ・ 地域の非行実態に即した街頭補導活動を実施し、喫煙や深夜はいかい等を行う不良行為少年を補導した。(補導人数：1,747人)
 - ・ 少年の非行防止や犯罪被害防止のため、学校等において、少年や保護者、学校関係者を対象とした非行防止教室、防犯教室を開催した。(非行防止教室開催数：469回、防犯教室開催数：621回)
 - ・ 非行に走りかねない少年の立ち直りを支援するため、地域住民や少年警察ボランティア等と連携し、食育体験や農業体験等を通じた少年の居場所づくりを行った。(実施数：18回)
- 少年事件の適正捜査の推進
 - ・ 本部が警察署と一体となり捜査の進捗状況を定期的に確認したほか、捜査方針について指導するなど適正捜査を推進した。
 - ・ 全警察署の少年事件担当者等を対象とした研修を実施し、少年事件の捜査能力及び指揮能力の向上に努めた。
- 福祉犯事件の取締り強化と被害防止対策の推進
 - ・ 児童買春・児童ポルノ禁止法違反事件等、少年の福祉を害する事犯の取締りと検挙を徹底した。(検挙数：154件、70人)
 - ・ 自らの裸を撮影した画像をSNS等を通じて他者に送信する等、児童ポルノ等の被害者となる少年が後を絶たないことから、SNS上における不適切な書き込みに対する注意喚起・警告活動のほか、学校等関係機関と連携して情報モラル教室を開催した。(注意喚起・警告活動実施数：24回、情報モラル教室開催数：391回)

重点推進事項 4**生活経済事犯や生活環境を脅かす事犯対策の推進****【取組結果】**

- 生活経済事犯の取締りの推進
 - ・ 偽ブランド品を販売譲渡した商標法違反事件、表札プレートの訪問販売に係る特定商取引法違反事件等の生活経済事犯を検挙した。(検挙数：108件、62人)
 - ・ 不正に利用された預貯金口座や携帯電話等の犯行ツールについて、金融機関や携帯電話会社等と連携し、被害拡大防止対策を推進した。
- 生活環境を脅かす事犯の取締りの推進
 - ・ 太陽光発電所造成工事において、廃棄物を不法に投棄した廃棄物処理法違反事件等の環境事犯を検挙した。(検挙数：57件、60人)
 - ・ 性風俗店における売春防止法違反事件や悪質な客引き行為による条例違反事件等の風俗関係事犯を検挙した。(検挙数：11件、14人)
 - ・ 銃刀法違反事件等の保安事犯や軽犯罪法違反事件等の諸法令事犯を検挙した。(検挙数：127件、101人)

重点推進事項 5**厳正な許可等事務の推進****【取組結果】**

- 厳格かつ適正な許可等事務の推進
 - ・ 各種申請等に対し、不適格者の発見・排除に努めるべく徹底した調査を推進した。
 - ・ 消防署等関係機関と連携して危険物運搬車両に対する指導取締りを行った。
- 不適正事案の絶無
 - ・ 許可等事務担当者を対象とした研修を行ったほか、不適正事案の絶無に向け各種機会を捉えた指導を行った。
 - ・ 本部が警察署と一体となり、各種申請等の処理状況の管理を徹底するなど、許可等事務担当者に対する組織的サポートを推進した。

重点目標 2 街頭活動の推進による地域の安全と安心の確保

【総評】

「見せる・聞かせる・知らせる」活動として、パトカーからメロディを流して聴覚にも警察官の存在を訴えるパトロール活動（通称「メロディパトロール」）や巡回連絡の強化による地域の実態把握及び犯罪被害・交通事故防止の指導連絡等を推進した。

また、事件・事故が発生した際は、通信指令課による一元的指揮運用を徹底するとともに、警察機動力及び各種システムの効果的な運用により、迅速・的確な初動警察活動を推進した。

さらに、県民の身近な不安を解消するため、地域住民からの意見・要望等を把握し、問題解決に向けた活動を推進したほか、広報紙やPOLICEメール等により地域安全情報をタイムリーに発信した。

このほか、地域警察官の実務能力の向上、地域警察活動における安全対策、「福島県警察治安向上プログラム」に基づく各種対策等を推進した。

地域警察官は、市民の日常生活の安全と平穏を確保するため、地域を活動の場として直接市民と接しながら、昼夜を分かたぬ警戒体制を保持しつつ、全ての警察事象に即応する活動を行っている。引き続き、地域の安全と安心を確保するため、地域警察官の街頭活動時間を確保し、パトロールや巡回連絡等の街頭活動を強化するとともに、職員の実務能力の更なる向上や情勢の変化に適応した地域警察の確立に向けた取組を推進する必要がある。

重点推進事項 1

事件・事故の抑止と犯罪の取締りのための積極的な街頭活動の推進

【取組結果】

- 地域の実態に即した街頭活動の推進
 - ・ 地域の治安情勢を分析し、これら実態に即したパトロールや巡回連絡等のほか、「見せる・聞かせる・知らせる」活動として、パトカーからメロディを流して聴覚にも警察官の存在を訴えるパトロール活動（通称「メロディパトロール」）や巡回連絡の強化による地域の実態把握及び犯罪被害・交通事故防止の指導連絡等を実施した。
 - ・ 鉄道施設及び鉄道利用者に対する犯罪を防止するため、通勤・通学時間帯における警戒、新幹線・在来線沿線におけるパトロール、列車警乗等のほか、鉄道事業者と連携した不審者対応訓練、避難誘導訓練等の実戦的訓練を実施した。
- 積極的な職務質問による犯罪の未然防止と取締りの推進
 - ・ パトロールや立番の際、不審者等に対する積極的な声掛けと徹底した職務質問・所持品検査を実施し、犯罪の未然防止と検挙に努めた。
 - ・ 職員の実務能力を向上させるため、職務質問技能指導者による実戦指導、指導教養及び実戦的訓練を計画的に実施した。

重点推進事項 2	迅速・的確な初動警察活動の推進
<p>【取組結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事件・事故認知時の迅速・的確な対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 110番通報により重大事件等を認知した際は、通信指令課による一元的指揮運用を徹底するとともに、パトカー等の警察機動力や110番映像通報システム等の各種システムを効果的に運用し、犯人の早期検挙と被害の拡大防止に努めた。(110番受理件数：13万6,462件) ・ 110番の適切な利用や110番映像通報システムの利用等に関する広報啓発活動を実施した。(110番映像通報システム通報受理件数：121件) ○ 通信指令技能の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察官採用時における研修、指令担当者等を対象とした通信指令技能検定、広域緊急配備訓練や重要事件を想定した初動対応訓練、通信指令競技会等を実施した。 ・ 通信指令技能指導官等を各警察署に派遣し、無線報告・指令についての研修・指導を実施した。 ○ 水難・山岳遭難防止対策等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体、消防等と連携し、水難や山岳遭難につながりやすい危険箇所を把握するとともに、管理者に危険箇所の表示、安全施設の補修整備等の働き掛けを行ったほか、広報紙、ラジオ、POLICEメール等を活用した広報啓発活動、関係機関・団体との合同訓練等を実施した。(水難の発生件数：8件8人、山岳遭難の発生件数：94件108人) ・ 海・湖水浴場開設者やプレジャーモーターボート提供業者に対する事故防止に関する指導を実施するとともに、徒歩、パトカー、警察用船舶等による警戒警らを実施した。特に、猪苗代湖においては、夏季のレジャーシーズン中、警察本部及び猪苗代湖を管轄する警察署により警戒・取締りを強化し、プレジャーモーターボート事故の未然防止に努めた。 ○ 雑踏事故防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多数の人出が予想される祭礼、イベント等については、主催者に対する必要な指導を行うとともに、事前に実地踏査等必要な準備を行った上で警備実施計画を策定した。 ・ 行事等の当日は主催者と連携し、必要な雑踏事故防止対策を講じた。(雑踏警備実施件数：2,321件、従事警察官数：延べ6,785人) 	
重点推進事項 3	地域に密着した活動の推進
<p>【取組結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の特性等に応じた活動・問題解決活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 巡回連絡や交番・駐在所連絡協議会等を通じて地域住民の意見・要望や地域の問題を把握し、警察として必要な措置を講じたほか、自治体、ボランティア等と連携し、問題解決に向けた活動を実施した。 ○ 効果的かつ迅速な情報発信活動の推進 	

- ・ 地域の事件・事故の発生状況や警察からのお知らせ等を掲載した「ミニ広報紙」や「交番・駐在所速報」を適時発行した。（ミニ広報紙発行件数：1,306件、交番・駐在所速報発行件数：234件）
- ・ 住民自らの防犯・防災意識を高め、かつ、自主的な地域活動を促していくため、ラジオ、POLICEメール等あらゆる媒体を活用し、住民が必要としている情報、警察として住民に知ってほしい情報などをタイムリーに提供した。

重点推進事項 4

社会情勢の変化に適応した地域警察の確立

【取組結果】

- 業務管理の徹底
 - ・ 地域警察官の勤務実態の把握及び指導教養のため、地域警察幹部等による巡視を積極的に実施した。
 - ・ 不適正事案を防止するため、警察本部主管課による業務指導を計画的に実施した。
- 地域警察官の実務能力の向上
 - ・ 若手地域警察官の現場執行力及び組織力強化に向け、警察本部と警察署が連携して「若手地域警察官育成プログラム」に基づく研修や訓練を実施した。
 - ・ 地域警察官の実務能力を向上させるため、警察庁指定広域技能指導官による職務質問技能に関する研修や実戦指導等を実施した。
- 職員の職務執行を支える取組の推進
 - ・ 実績・功労について適正評価し、積極的な表彰による職員の士気高揚に取り組んだ。
 - ・ デジタル化による業務の合理化・高度化に向けた取組を推進した。
- 受傷事故等防止対策の推進
 - ・ 地域警察官の殉職・受傷事故を防止するため、あらゆる事態を想定した対処訓練や交番・駐在所における襲撃対処訓練等を実施した。
 - ・ 受傷事故防止対策用の装備資機材を整備するとともに、交番・駐在所における防犯カメラの増設等施設のセキュリティ強化等を実施した。
- 地域警察官の効果的な運用等
 - ・ 「福島県警察治安向上プログラム」に基づき、自動車警ら隊を新設したほか、パトカーの整備に向けた予算措置、情報ネットワークシステム等を充実させた高機能型交番の整備に向けた協議などを行った。
 - ・ 地域の実態に即した交番・駐在所の弾力的運用等について検討した。

重点目標3 県民が不安を感じる犯罪の徹底検挙と組織犯罪対策の推進

【総評】

迅速・的確な初動捜査を推進し、殺人、強盗等の重要凶悪事件を検挙したほか、部門横断的な取組により治安対策上の課題となっている匿名・流動型犯罪グループが関与するなりすまし詐欺、窃盗、薬物事犯等の資金獲得犯罪を検挙した。

また、捜査本部を設置し継続捜査中であった殺人事件では、暴力団員等2名を検挙するとともに暴力団排除対策を推進した。このほか、重要知能犯捜査では、市職員らによる贈収賄事件や公務員による公職選挙法違反事件等を検挙した。

各種捜査においては、令和7年に発足した捜査支援分析課の機動性を最大限に活用した初動捜査に加え、綿密な鑑識活動による客観証拠の収集と科学技術を活用した正確かつ迅速な鑑定業務等を実施し、早期の犯人特定に寄与した。

そのほか、捜査経験が浅い警察官を対象とした実践的な指導、幹部の捜査指揮能力を向上させるための研修、徹底した現場鑑識活動や取調べの適正化を目的とした実務研修を通して、組織全体の捜査能力を向上させた。

これらの取組を推進したが、他方で、匿名・流動型犯罪グループが関与するなりすまし詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺等の被害が著しく拡大している状況にあるため、引き続き、中核的人物をはじめとするグループの検挙と違法なビジネスモデルの解体を強力に推進するとともに、関係機関・団体等と連携した被害防止対策を推進する。

重点推進事項1

暴力団、匿名・流動型犯罪グループ等組織犯罪対策の推進

【取組結果】

- 暴力団、匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締り
 - ・ 暴力団等の犯罪組織を弱体化するため、組織実態の解明とあらゆる捜査手法を駆使した取締りを戦略的に推進したほか、いわき東警察署に捜査本部を設置して継続捜査していた令和3年発生のいわき市小名浜地内における男性被害の殺人事件について、力団員等2人を殺人で逮捕するなど暴力団員等55人（前年比－6人）を検挙した。
 - ・ 治安対策上の課題となっている匿名・流動型犯罪グループ対策として、部門横断的な取組により、当該グループによるものとみられる詐欺、窃盗等の主な資金獲得犯罪により59人（前年比＋10人）を検挙した。
 - ・ 組織犯罪に対する資金源対策として組織的犯罪処罰法違反事件を17件（前年比＋3件）検挙し、1,830万7,592円（前年比＋700万3,258円）を起訴前没収保全した。
- なりすまし詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺対策の推進
 - ・ 認知時の迅速な初動捜査等、検挙に向けた捜査活動を推進し、なりすまし詐欺は、認知件数204件、被害金額13億4,942万円（前年比＋84件、＋9億4,578万円）に対し、36件14人（前年比－1件、＋2人）を検挙した。
 - ・ SNS型投資・ロマンス詐欺についても、検挙に向けた捜査活動を推進し、認知件

数140件、被害金額21億91万円（前年比+30件、+9億2,140万円）に対し、3件2人（前年比-3件、-3人）を検挙した。

- ・ なりすまし詐欺等を助長する犯罪については、なりすまし詐欺等に悪用された預貯金口座の開設に係る詐欺事件や通帳・キャッシュカード等の不正売買に係る犯罪の捜査を推進し、103件54人（前年比+1件、-7人）を検挙した。

○ 総合的な暴力団排除対策の推進

- ・ 各地域や業界団体で組織する暴排協議会等を開催したほか、いわき東警察署において殺人事件被疑者として住吉会系暴力団員らを検挙した機会を捉え、より一層暴力団排除を推進するための緊急集会を実施するなど、社会全体で暴力団を排除するため関係機関や団体と連携強化を進めた。
- ・ 各分野における暴力団排除のため、適切かつ積極的な情報提供を行い、金融業10件、保険業1件の契約及び生活保護行政2件から暴力団を排除した。
- ・ 知人に対して不当贈与要求行為を行った住吉会系暴力団員に対して、暴力団対策法に基づき中止命令を発出するなど、行政命令3件（前年比-7件）を発出した。

○ 薬物銃器犯罪対策の推進

- ・ 突き上げ捜査により、匿名・流動型犯罪グループによる大規模大麻草栽培事件を検挙し、組織関係者6人を逮捕して薬物犯罪組織を壊滅させた。
- ・ 薬物事犯に対する徹底した捜査により、薬物事犯204件114人（前年比+82件、+33人）を検挙した。
- ・ 銃器に関する積極的な広報啓発を行った結果、遺品拳銃（旧軍用拳銃等の総称）4丁、玩具と称した真正拳銃76丁を押収したが、捜索による銃器の押収には至らなかった。

○ 国際犯罪組織対策の推進

- ・ 国際犯罪組織等の実態解明と不法事犯に対する取締りを推進し、来日外国人被疑者を窃盗、詐欺、入管法違反等により99件41人（前年比+9件、-4人）を検挙した。
- ・ 各種手配による水際対策を推進した結果、国外に逃亡していたベトナム人を入国する際に検挙したほか、国外へ逃亡しようとしていたラオス人を出国前に検挙した。

重点推進事項 2

凶悪犯、窃盗犯等の徹底検挙

【取組結果】

○ 重要凶悪事件等への的確な対処

- ・ 殺人や強盗等の重要凶悪事件の認知時における迅速な初動捜査、客観証拠の的確な収集等を徹底し、認知件数156件（前年比-24件）に対して、139件（前年比-38件）を検挙した。（検挙数：殺人16件、強盗10件、放火9件、略取誘拐4件、不同意性交等37件、不同意わいせつ63件）

○ 窃盗犯に対する検挙力の強化

- ・ 窃盗犯の認知時における基本捜査や鑑識活動の徹底、広域窃盗事件に対する綿密な分析や他県警察との合(共)同捜査を積極的に推進し、認知件数6,031件（前年比-362件）に対し、2,452件（前年比+233件）を検挙した。
- ・ 侵入窃盗や自動車盗等の重要窃盗犯について、認知件数1,083件（前年比+23件）に対し、565件（前年比+163件）を検挙した。

- 適正な死体取扱業務の推進
 - ・ 死体取扱件数3,467件（前年比+224件）のうち、警察本部検視官（検視を専門とする幹部職員）が臨場した件数は2,897件で、臨場率は83.6%（前年比-2.7ポイント）であった。
 - ・ 検視においては、警察署と警察本部検視官が緊密に連携し、綿密な現場観察や死体観察、各種検査の積極的な活用などによる死因の究明を徹底し、事件性の有無を適正に判断した。

重点推進事項 3

重要知能犯罪等の徹底検挙

【取組結果】

- 重要知能犯罪の捜査強化
 - ・ 贈収賄事件等の政治・行政をめぐる不正に関する情報収集活動を推進し、いわき市職員らによる贈収賄事件等を検挙した。
 - ・ 第27回参議院議員通常選挙における厳正公平な選挙違反取締りを行い、公立病院看護部長による公職選挙法違反（公務員の地位利用）事件を検挙した。
- 経済をめぐる不正事犯の捜査強化
 - ・ 企業・金融事犯や公金不正受給事案の捜査を徹底し、社会的反響の大きな雇用調整助成金不正受給詐欺事件を3件検挙した。

重点推進事項 4

鑑識活動の徹底と科学技術の活用

【取組結果】

- 客観証拠収集のための現場鑑識活動及び証拠保全措置の徹底
 - ・ 各種事件現場において、迅速・的確な現場保存と徹底した現場鑑識活動により客観証拠になり得る現場指掌紋、現場足痕跡、法医理化学資料等について、3,448件（前年比-71件）の採取を実施した。
 - ・ 鑑識担当者や地域警察官、新規採用の警察官等に対する研修を計45回、受講者延べ890人（前年比+4件、+105人）に対し実施した。
 - ・ 各警察署からのDNA型鑑定等の鑑定嘱託10,168件（前年比-19件）を実施し、犯行の立証等に活用した。
 - ・ 鑑定の信用性の確保に向けた不正防止対策を実施した。
- 正確かつ迅速な鑑定の推進
 - ・ 指掌紋鑑定、足痕跡鑑定等998件（前年比-166件）を実施し、犯人の割り出しや犯行の裏付け等に活用した。
- 鑑定の高度化に向けた研究等の推進
 - ・ 他機関等との共同研究も含めた研究や鑑定技術の開発に取り組み、成果を各種学会等で発表した。（発表回数5回）

重点推進事項 5

適正捜査の推進と捜査基盤の充実

【取組結果】

- 取調べの適正化等の推進
取調べや取調べの録音・録画に加え、児童等が被害者等となる事件・事故における聴取（代表者聴取）等の研修会等を実施し、専門的知識を習得させた。
- 緻密かつ適正な捜査の推進
捜査幹部による緻密かつ適正な捜査指揮により、適正捜査を推進するとともに、事件管理システムによる組織的な捜査管理を実施した。
- 捜査基盤の充実に向けた取組の推進
 - ・ 機動捜査隊と刑事総務課捜査支援分析室を統合し、捜査支援分析課を新設し、指揮体制を一本化して効率的、効果的な初動捜査体制、捜査支援体制を構築した。
 - ・ 捜査幹部に対する研修、経験豊富な捜査員による若手捜査員への実践的な指導、捜査未経験者に対する実務研修等を開催した。

重点目標4 総合的な交通事故防止対策の推進

【総評】

関係機関・団体等と連携し、地域と一体となった交通安全活動を推進するとともに、交通事故分析に基づく交通指導取締りの強化、交通情勢の変化に応じた交通規制や交通安全施設の整備、安全運転相談受理等による高齢運転者等への運転者支援実施などの交通事故防止対策を推進した。

交通事故事件捜査については、JR郡山駅前での殊更信号無視による危険運転致死傷事件をはじめ、飲酒運転等による危険運転致死傷事件を7件送致したほか、自動車保険代理店が関与する自動車保険金詐欺事件や福島市松川町地内における妨害運転等事件を送致するなど、適正かつ緻密な捜査を推進した。

これらの取組を推進したが、発生件数、死者数、傷者数がいずれも前年より増加したことから、今後、死傷者数や交通事故総数を減少させるため、発生の多い「高齢者関与の交通事故」や傷者数が増加している「自転車乗用中の交通事故」の抑止に向け各種対策を推進する必要がある。

また、取締り等により飲酒運転による交通事故総数は減少したものの、飲酒運転による交通事故の死者数が大幅に増加したことから、引き続き飲酒検問等の取締りを強化するとともに、県警ホームページ上の飲酒運転根絶サイト等を活用した広報啓発活動を継続し、関係機関・団体等と連携した「飲酒運転を絶対にしない・させない・許さない！」という機運の醸成に向けた取組を推進するなど、飲酒運転の根絶に向けた対策を推進する必要がある。

重点推進事項1

重大交通事故防止対策の推進

【取組結果】

- 地域と一体となった交通安全活動の推進
 - ・ 地域、関係機関団体、企業等と連携し、各季における交通安全運動における交通安全キャンペーン等を通じ、交通安全広報啓発活動を実施した。
 - ・ 受講者の年齢や特性に応じた交通安全教育を推進するとともに、交通安全教育機材を活用した参加・体験・実践型による交通安全教室を開催した。（交通安全教室：2,023回、127,531人、うち参加・体験・実践型：759回、34,727人）
 - ・ 県内402校、14,731人の小学6年生を「家庭の交通安全推進員」に委嘱したほか、地元ラジオ局のアナウンサー21人を「交通安全サポーター」に委嘱し、交通安全に関する情報を広く発信した。
 - ・ 薄暮・夜間の交通事故防止対策として、関係機関・団体と連携し「ピカッと・カチッと大作戦」を展開し、薬局等における反射材用品の配布や、歩行者と運転者に対する各種広報啓発活動を実施した。
 - ・ 毎月22日を「飲酒運転根絶に向けた取組強化日」に指定し、検問等により飲酒運転の交通指導取締りを強化したほか、飲酒運転根絶に向けたキャンペーン等による

広報啓発活動を実施した。

- ・ 福島県交通対策協議会と連携し、飲酒運転根絶ポスターを制作し、県内各警察署に掲示するとともに、交通安全キャンペーン等で活用した。
- ・ 企業等と連携し、大規模商業施設等において参加・体験型の広報啓発活動を実施し、飲酒運転根絶を呼びかけた。
- ・ 福島県警察ホームページに「飲酒運転根絶サイト」を立ち上げ、漫画や動画などの多角的な啓発媒体により、飲酒が運転に与える影響や飲酒運転の危険性を呼びかけた。
- ・ 飲酒運転による交通事故総数は減少したものの、飲酒運転関与の死者数は7人（前年比+7人）と増加した。
- ・ 横断歩行者が被害に遭う交通事故を防止するため、横断歩行者保護の模範となる「モデル横断歩道」を指定（指定数：104か所（令和7年12月現在））し、登下校時間帯の見守り活動や交通指導取締り等を実施した。
- ・ 横断歩行者被害の交通事故を防止するため、場所に応じた適切な横断方法を実践することを内容とした「横断事故防止の3段活用」による広報啓発活動を実施した。
- ・ 歩行者被害の交通事故の発生件数は463件（前年比+19件）、死者数は21人（前年比+3人）であり、そのうち横断歩道横断中の被害は171件であった。
- ・ POLICEメールふくしまやインスタグラム等のSNSを活用した広報啓発活動を強化し、交通事故防止に関するタイムリーな情報発信を実施した。

○ 高齢者の交通事故防止対策の推進

- ・ 高齢歩行者対策として、歩行者シミュレータを活用した交通安全教育（実施数：94回、1,607人）を実施した。
- ・ 高齢者交通安全指導隊や交通関係団体と連携し、高齢者42,500人に対して個別訪問による交通安全啓発チラシの配布や靴用反射シールの直接貼付等の交通安全指導を実施した。
- ・ 高齢歩行者の死者数については16人（前年比+5人）と増加した。
- ・ 高齢運転者対策として、危険予測トレーニング装置を活用した交通安全教育（実施数：153回、2,000人）、可搬型ドライブシミュレータを活用した教育（実施数：65回、940人）、運転能力診断装置を活用した教育（実施数：59回、1,156人）を実施した。
- ・ 高齢者のペダル踏み間違い事故防止に向けた講習用資料（令和7年度予算額：44万円、作成数：8万枚）を作成し、福島県指定自動車教習所などで実施する高齢者講習時において、受講者全員に配布したほか、自動ブレーキや後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置等を備えた安全運転サポート車等を活用した講習会（実施数：13回、225人）を実施した。
- ・ 高齢者の運転が原因となる交通事故の死者数については15人（前年比-6人）と減少した。

○ 自転車その他の小型モビリティ対策の強化

- ・ 自転車安全利用サイトを開設し、自転車への交通反則通告制度導入に関して周知するとともに、多角的な広報媒体を活用して自転車利用者へ交通ルールの遵守とヘルメット着用を呼びかけた。
- ・ 自転車の交通事故防止対策として、各年齢層に応じた交通安全教育（実施数：

421回、50,856人)や、自転車シミュレータ、VRシミュレーションを活用した参加・体験・実践型の交通安全教育(実施数:149回、13,211人)を実施した。

- ・ スケアード・ストレイト教育技法(スタントマンが交通事故等を再現し、疑似体験させる教育技法)を用いた交通安全教育を関係機関と合同で実施した。(令和7年度予算額:48万2,720円、実施数:6回(警察予算開催1回、連携開催5回、合計1,910人))
- ・ 教育庁と連携し、県立学校長・副校長会議において自転車への交通反則通告制度導入の周知や自転車ヘルメット着用徹底に関する各校での指導を呼び掛けた。
- ・ 自転車乗用中において、ヘルメット着用率は27%(前年比+8.8ポイント)に上昇したが、交通事故の傷者数は416人(前年比+95人)、死者数は5人(前年比+1人)と増加した。
- ・ 特定小型原動機付自転車の安全な乗り方等に関する交通安全教育(実施回数:2回、25人)を実施した。
- ・ 特定小型原動機付自転車の交通事故の発生はなかった。

○ 多角的な交通事故の分析及び分析成果の活用

- ・ 県内の交通事故発生状況の分析結果に基づき、発生が多い時間帯、路線、交差点等に重点を指向した効果的な街頭活動を行った。
- ・ POLICEアプリふくしまにより、発生場所や時間帯などの交通事故情報を継続的に発信した。
- ・ 交通事故の発生件数、死者数、傷者数ともに前年より増加(発生件数:3,430件(前年比+344件)、死者数:53人(前年比+2人)、傷者数:4,219人(前年比+481人))した。

重点推進事項2

安全で快適な道路交通環境の整備

【取組結果】

○ 持続可能な交通安全施設等の整備と維持管理の推進

- ・ 交通事故の発生状況等から必要性を検討し、信号機12基を新設するとともに30基を廃止・移設した。
- ・ 老朽化した交通安全施設について、信号制御機86基、信号柱32本、可変標識36基を計画的に更新した。
- ・ 信号灯器の視認性向上、長寿命化のため、車両用灯器1,701灯、歩行者用灯器1,316灯のLED化を実施した。

○ 効果的な交通規制等の推進

- ・ 交通環境の変化や住民の要望を踏まえ、横断歩道94か所、一時停止145か所を新たに設置した。
- ・ 交通事故多発交差点や渋滞対策交差点の改善に向け、道路管理者と連携した対策を講じた。

○ 歩行者・自転車利用者の安全確保

- ・ 道路管理者と連携し、最高速度30km/hの区域規制に、ハンプ等物理的デバイス設置を組み合わせた「ゾーン30プラス」を整備する区域を新たに5区域策定した。
- ・ 生活道路安全対策を推進した結果、ゾーン30及びゾーン30プラス内における交通

事故件数は18件（前年比－5件）、死者数は0人（前年比±0人）であった。

- ・ 歩行者・自転車・自動車が適切に分離された道路交通を実現するため、普通自転車専用通行帯を3か所新設する等、自転車関連の交通規制を実施した。
- ・ 歩行者の安全確保のため、観光地周辺や通学路等を中心に横断歩道標示の更新工事を3,302か所実施した。
- 災害に備えた交通対策の推進
 - ・ 災害時においても安全で円滑な交通流を確保するため、停電時の電力供給源となる信号機電源付加装置を38基（自動起動式3基、リチウム電池式35基）更新整備した。
 - ・ 緊急交通路確保や災害対処能力向上を目的として、災害発生を想定した実践的な研修・訓練を実施した。
- 適正な交通規制許可業務の推進
 - ・ キャッシュレス決済や警察行政手続オンライン化システムの導入等により、申請手続を合理化・簡素化した。
 - ・ 執務資料を月1回以上発出したほか、継続的な個別指導を実施した。

重点推進事項3

悪質・危険運転の根絶

【取組結果】

- 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進
 - ・ 交通指導取締りが有する交通事故抑止効果及び交通事故発生時の被害軽減効果を最大限に発揮させるため、PDCAサイクルに基づき交通指導取締りを実施するとともに、交通機動隊や隣接警察署間で連携を強化し、各署各隊合同による交通指導取締り、飲酒検問等を実施した。
 - ・ 飲酒運転、無免許運転等の悪質・危険・迷惑性の高い違反の取締りを実施した。特に死亡、重傷事故等の重大事故に直結するおそれのある横断歩行者妨害、速度超過及び交差点関連違反に指向した取締りを実施した。

主な交通違反	違反種別	飲酒運転	無免許運転	速度超過	信号無視	一停・踏切	横断歩行者妨害
の取締件数	取締件数	297	165	18,943	6,729	17,403	3,244
(令和7年)	前年比	37	-4	-3,250	664	-1,183	287

- ・ 自転車に対する積極的な取締りを実施し、自転車使用の悪質違反186件を検挙するとともに、小型モビリティの違反8件を検挙した。
- ・ 取締総件数については、前年と比較して3,396件減少した。
- ・ 総合的な駐車違反对策を実施し、放置駐車違反3,463件の放置車両確認標章を取り付けた。
- 適正かつ緻密な交通事故事件捜査及び組織的な被害者支援の推進
 - ・ 死亡、重傷事故のうち、ひき逃げ事件や危険運転致死傷罪の適用が見込まれる事件、事故原因の究明が困難な事件等に交通事故事件捜査統括官、交通事故鑑識官が臨場し、現場における捜査指揮を行った。
 - ・ 死亡事故や重傷ひき逃げ事件等の重大事故発生時には、24時間体制で勤務している交通機動捜査・鑑識係が積極的に現場臨場し、実況見分や鑑識活動において、物理的、工学的知見に基づく警察署への助言・指導を行うなど、適正捜査及び科学的証拠保全対策を実施した。

- ・ 被害者連絡調整官等を中心に、支援団体等の活用も含めた組織的な交通事故被害者等の支援を実施するとともに、交通事故被害者等の要望や心情に配慮した適切な対応がなされるよう交通捜査員等に対する指導・研修を実施した。

○ 交通街頭活動中の受傷事故防止の徹底

- ・ 幹部自らが交通街頭活動現場に臨場し、受傷事故防止対策が実践されているか現場点検を実施したほか、停止合図灯、セーフティーコーン、矢印板等の装備資機材を有効活用させることにより、受傷事故防止対策を徹底した。
- ・ 夜間における夜光チョッキの視認性に関する指導や緊急走行、追跡追尾走行訓練の実施など、見るだけでなく参加して判断力を養成することにより、受傷事故防止の意識を向上させる訓練を実施した。
- ・ 「交通街頭活動中における受傷事故防止検討委員会」を開催し、受傷事故の防止対策及び効果的な指導方法等について共有するとともに、各署各隊において受傷事故防止に効果が期待できる各種訓練を実施した。

重点推進事項 4

運転者施策の推進

【取組結果】

○ 高齢運転者支援の更なる充実

- ・ 福島県医師会と連携し安全運転相談ダイヤル「#8080（シャープハレバレ）」を周知したほか、運転に不安を持つ方やその家族等からの相談に丁寧な対応を実施した。（安全運転相談の受理件数2,934件（前年比+122件））
- ・ 高齢者講習を実施する各教習所に対し、十分な講習水準を維持するため、巡回指導を実施した。

○ 運転者教育の推進

- ・ 更新時講習、初心運転者講習、停止処分者講習、高齢者講習等の運転者に対する講習において、交通事故分析結果等を取り入れるなど、運転者の安全運転意識の高揚及び安全運転に関する知識の習得や運転技能等の向上に資する運転者教育を実施した。

（講習等の受講者数）

- ・ 更新時講習 211,871人（前年比+3,221人）
- ・ 取消処分者講習 264人（前年比－ 28人）
- ・ 停止処分者講習 1,277人（前年比－ 30人）
- ・ 初心運転者講習 194人（前年比+ 123人）
- ・ 違反者講習 456人（前年比+ 57人）
- ・ 高齢者講習 79,300人（前年比+4,187人）
- ・ 認知機能検査 55,783人（前年比+4,602人）
- ・ 運転技能検査 2,341人（前年比+ 111人）

○ 悪質・危険な運転者の排除

- ・ 悪質違反者や重大な交通事故を起こした運転者に対する仮（準仮）停止制度を積極的に運用するとともに、自転車運転者に対する危険性帯有処分（免許を受けた者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときに実施する処分）を実施し、悪質・危険な運転者を早期に排除した。また、

一定の病気等の疑いがある運転者に対する臨時適性検査を実施した。

(制度等運用状況)

- ・ 取消、拒否 587件 (前年比+45件)
- ・ 停止、保留 1,574件 (前年比-80件)
- ・ 仮停止 19件 (前年比+4件)
- ・ 準仮停止 6件 (前年比+5件)
- ・ 自転車運転者に対する行政処分 28件 (前年比+28件)
- ・ 一定の病気等の疑いがある運転者に対する臨時適性検査 3件 (前年比-3件)

○ マイナ免許証の導入等への適切な対応

- ・ 改正道路交通法の施行に合わせ、マイナ免許証の運用を開始した。
- ・ 全警察署、分庁舎及び免許センターでマイナ免許証に対応ができるよう、関係規程の改正及び必要な機器の整備を行った。

(令和7年中の県内マイナ免許証保有者数)

- ・ マイナ免許証のみ保有 5,735人
- ・ マイナ免許証及び運転免許証保有(2枚持ち) 16,857人
- ・ オンライン講習を円滑に運用するため、受講可能な対象者概要、講習の流れ及び2か国語対応の講習視聴マニュアル等を県警ホームページに掲載したほか、日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語の5か国語に対応する講習用動画を整備した。

○ 適正な運転免許業務の推進

- ・ 適正な免許行政確保のため、免許業務担当者や業務委託先を対象に不適切な事務処理防止に関する指導を行った。

重点目標 5 大規模災害や県民生活を脅かす事態への的確な対応

【総評】

大規模災害対策として、災害現場を想定した訓練を計画的に実施したほか、有事即応体制を確立し、気象警報の発表や地震の発生に伴い、迅速に災害警備対策室等を設置するなどして各種情報収集を行い、適切に災害対策を推進した。

復興治安対策として、帰還困難区域や特定帰還居住区域について、住民の帰還動向による情勢の変化や、治安情勢の変化に即した被災地域の安全と安心を確保するための活動を推進した。

また、テロを未然に防止するため、国際テロ情勢を踏まえた情報収集や、重要施設の管理者等と連携し官民一体となった取組を推進するとともに、重要施設の徹底した警戒警備を実施した。

さらに、情勢に応じた的確な警衛警護を実施するため、現場における対応能力向上に資する実践的な研修や訓練を反復して実施するとともに、主催者等と連携しながら、皇室の方々及び警護対象者の安全確保に資する各種対策を的確に推進した。

加えて、技術情報等の経済安全保障に係る幅広い情報収集・分析を継続して推進するとともに、企業等における危機意識の醸成と自主的な対策の強化を促すため、必要な情報提供を行うアウトリーチ活動をはじめとした諸対策を推進した。

大規模な災害、テロ等の緊急事態や的確な警衛警護を実施するため、引き続き、関係機関と緊密に連携しながら官民一体となった取組を推進し、警察署と合同で行う初動対応訓練を含めた各種訓練の継続的な実施等により対応能力を更に向上させていくとともに、技術情報等の流出を未然に防止するため、これら事案の実態解明や企業等への情報提供、違法行為に対する取締りといった取組を推進する必要がある。

重点推進事項 1

大規模災害対策等の推進

【取組結果】

○ 災害対策の効果的な推進

- ・ 気象警報の発表や地震発生時には、迅速に災害警備対策室等を設置し、情報の収集・集約を行ったほか、必要に応じて部隊の出動調整等的確な災害対策を推進した。
(災害警備本部設置：1回、災害警備対策室設置：36回)
- ・ 災害警備部隊の災害対応能力向上のため、解体建物を活用した災害警備訓練等災害現場を想定した実践的訓練を実施するとともに、各警察署においても河川における水難救助訓練や各種訓練を実施した。(訓練回数：16回)
- ・ 大規模地震等の発生に備え、被害状況の迅速な報告や画像送信による情報共有に基づく初動対応訓練を本部内所属を対象に実施した。
- ・ 関係機関との連絡体制を構築するとともに、災害に関する知識の習得、相互の連携及び技術向上のため、関係機関が主催する各種訓練、災害対策関係会議に参加した。(訓練参加回数：13回)

- ・ 県民の防災意識を高めるため、防災週間や防災の日、降積雪期などの機会を捉えて、ラジオやPOLICEメール、SNS等を活用し、災害への備えに関する情報を発信した。
- ・ 警察活動における暑熱対策の一環として、暑熱対策に要する災害装備資機材を新たに整備したほか、災害装備資機材の定期的な点検整備と、操作習熟訓練を反復実施した。
- ・ 高齢者、障害者等要配慮者の迅速な避難に資する各種情報収集を行ったほか、県警ホームページに多言語防災マニュアル等を掲載し、外国人に対する防災情報を提供した。

○ 感染症対策の推進

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時においても、警察機能を維持し、必要な業務が継続できるよう、各所属における緊急時業務継続計画の点検を実施した。
- ・ 県が主催する鳥インフルエンザや豚熱等の感染症拡大防止に向けた会議に出席し、県等自治体による防疫措置に対する支援や、防疫措置要領等連携のあり方について相互に確認し、対処体制を構築した。

○ 復興・創生に関する治安対策等の推進

- ・ 県警察が組織一丸となって福島の復興を治安面から支えるため、「復興治安総合対策本部会議」を開催し、被災地域の情勢の変化に即した方針等を協議するなどして、被災地域の治安対策を推進した。(開催数：3回)
- ・ 帰還困難区域や特定帰還居住区域について、住民の帰還動向による情勢の変化や治安情勢を踏まえ、管轄警察署や特別警ら隊によるパトロールを実施したほか、他県警察からの特別出向者が、避難家屋等を個別に訪問し警戒するウルトラパトロールを継続して実施した。(ウルトラパトロール実施数：約3万回)
- ・ 復旧・復興工事等による地形の変化や気象条件の影響を考慮した上で、日常的に行方不明者捜索を実施したが、発見には至らなかった。(実施数：1,021回)

重点推進事項 2

テロ対策の推進

【取組結果】

○ 国際テロ対策の推進

- ・ テロに関する情報について、インターネットやSNSを活用しながら情勢に応じた情報収集・分析を行ったほか、国際テロ対策上必要となる管内の実態把握について他部門等との連携・情報共有により、不審情報の早期入手に向けた体制を構築した。
- ・ 不審情報に対する県民の危機意識を高めるため、県警ホームページやラジオ等の媒体を通じて、不審者・不審物件を発見した際の積極的な警察への通報を呼び掛けた。
- ・ 不審入国者や不審輸出入貨物等の発見のため、小名浜港や相馬港等において税関・海上保安庁との合同による臨検を実施した。
- ・ 技能実習生や外国人留学生を受け入れている企業及び専門学校等を訪問し、日本で生活する上での不安感を取り除くための防犯・交通等教室を開催したほか、日常生活での困り事相談等に対応した。(実施数：77回)

○ 官民一体となったテロ対策の推進

- ・ テロの未然防止のために、官民一体となって組織した「テロ対策パートナーシップ福島」等の枠組みを活用し、テロ対処訓練を実施するとともに、構成員に対する

テロ等への危機意識を醸成した。(訓練回数：1回、広報紙発行：4回)

- ・ 大阪・関西万博の開催を含む県内外におけるテロ等不法事案の未然防止に向け、爆発物原料取扱事業者等を個別訪問し、販売記録の適切な作成・保管、本人及び使用目的確認の徹底、不審者来訪時の警察への早期通報を依頼したほか、インターネット等によるテロに資する不審情報の収集を継続実施した。

(実施数：約1,500回(前年比+600回))

- ・ 旅館業者、住宅宿泊事業者(いわゆる民泊)、レンタカー業者、インターネットカフェ等に対する管理者対策については、テロを未然に防止するため、利用者の身分確認の徹底及び不審者来訪時の早期通報を継続して要請した。
- ・ 空港管理者をはじめとした空港関係機関に対し、小型無人機やサイバーに関する研修を実施したほか、関係機関合同によるハイジャック訓練等を実施した。(研修回数：2回、訓練回数：3回)
- ・ 核燃料物質、核原料物質、放射性物質、特定病原体、特定物質等を取り扱う事業者等に対して、立入検査を実施したほか、保管及び管理に関する指導等の管理者対策を実施した。

○ テロの温床となる不法滞在等関連事犯の取締り

- ・ 警察署単位で組織している「外国人雇用者等連絡協議会・ネットワーク」加盟企業と、不法滞在等関連事犯に関する情報を共有するとともに、情報提供を呼び掛け、不審情報の収集体制を構築した。(総会等実施数：10回)
- ・ 「外国人雇用者等連絡協議会・ネットワーク」を、全警察署(22署)に設置した。
- ・ 法務省出入国在留管理庁との合同摘発、各警察署における部門間連携による立入りのほか、税関・海上保安庁との合同臨検を実施した。
- ・ 外国人稼働事業所に対する立入りを実施したほか、各種警察活動により出入国管理及び難民認定法違反(不法残留等)で17件(前年比+9件)・5人(前年比+14人)を検挙した。

○ 極左暴力集団、右翼等によるテロの未然防止

極左暴力集団、右翼等の実態解明及びテロの未然防止に向けた情報収集を推進するとともに、極左暴力集団の非公然アジト摘発に向けた対策を実施した。

○ ローン・オフエンダー等対策の強化

ローン・オフエンダー等による被害を未然に防止するため、現実空間だけでなくサイバー空間における違法行為の前兆に関する情報収集・分析活動を行い、組織的に危険度評価を行った上で、各種対策を推進した。

○ 重要施設等に対する警戒警備の徹底

重要施設等の現状を的確に把握し、施設管理者等と危機意識を共有するなど、連携して警戒警備を実施した。

○ 原子力発電所に対する警戒警備の強化

- ・ 原子力事業者と連携し、原子力発電所の警戒警備を徹底したほか、福島県原子力発電所警備連絡会議を開催し、原子力事業者を含めた関係機関との連携を強化した。(会議実施回数：1回)
- ・ 福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出に伴い、同発電所の安全を確保するために必要な警備を実施した。
- ・ 原子力規制庁による核物質防護検査等に伴い、治安当局の立場から原子力事業者

へ自主警戒に関する指導を実施したほか、合同訓練を実施した。

重点推進事項 3

情勢に応じた的確な警衛・警護、警備実施

【取組結果】

- 警備実施の基本の徹底
 - ・ 警備実施が必要となる事案を認知した段階から、関係部門と情報共有しながら警備措置を検討するなど、連携して対応に当たった。
 - ・ 機動隊の専門部隊の対処能力向上を目的として、恒常的な基本訓練を実施したほか、現場を想定した応用訓練等を練度に応じて実施した。
 - ・ 部隊の対処能力向上のため、機動隊、管区機動隊、第二機動隊(警察署員により編成)の各部隊独自で警備訓練等を実施したものの、合同警備研修・訓練の実施には至らなかった。
- 情勢に応じた的確な警衛・警護警備の実施
 - ・ 皇室と県民との親和に十分配慮した上で、関係機関と緊密に連携し、皇室の方々の御身の安全の確保及び歓送迎者の雑踏事故等を防止した。
 - ・ 警衛における現場対処能力向上のため、警察庁が定めた体系的な計画に基づく訓練を実施した。
 - ・ 他部門との連携を強化してローン・オフエンダー等に関する情報を共有し、現場に即した警護措置を実施することで警護対象者の身の安全を確保した。
 - ・ 選挙警護における聴衆の安全確保のため、主催者等との関係構築を推進し、実効性のある聴衆対策を行った。
- 情勢に応じた的確な治安警備の実施
 - ・ 3・11反原発デモをはじめとした警備実施に際して、現場環境に応じて各部隊が緊密に連携し、的確な規制等を行った。
- 各種警備実施を見据えた航空機運用の確立と体制の強化
 - ・ 内閣総理大臣来県に伴う警護警備時における、航空支援活動及び部門横断的活動である山岳救助事案等の人命救助業務を実施した。(飛行回数：162回、飛行時間：257時間20分、ホイスト救助(収容)人数：5名)
 - ・ 青森県東方沖地震、宮城県下における大規模警衛警備に際して、特別派遣部隊として当該県下における情報収集等の各種航空支援業務を実施した。
 - ・ 航空機の運用を強化するため、航空操縦士及び整備士候補を養成した。
 - ・ 浜通り地域におけるヘリテレ不感地帯を解消するため、県費により整備したヘリコプターテレビシステム中継局のデジタル化改修工事を行うとともに、当該無線設備の実通試験を実施し同施設の法令適合性を確認した。(予算額：2億1,230万円、実通試験数：合計6回)

重点推進事項 4

経済安全保障対策の推進

【取組結果】

- 技術情報等の流出事案に係る実態解明及び違法行為の取締り
 - ・ 企業や研究機関が保有する先端技術情報の海外への流出を防止するため、対象と

なる企業等への個別訪問活動を実施し、幅広い情報の収集を行った。(企業訪問実施数：458回)

- ・ 企業等から収集した情報の分析により、外国による技術獲得動向等の実態解明を行ったが、違法行為の検挙には至らなかった。

○ アウトリーチ活動(※)による技術情報等の流出防止対策の支援

- ・ 対象となる企業・研究機関の実態に即した効果的なアウトリーチ活動を推進した。(アウトリーチ活動実施数：327回)
- ・ 企業等における危機意識の醸成と自主的な対策の強化を促すため、官民連携によるネットワーク「ふくしま技術情報等不正流出防止ネットワーク」を活用した情報発信活動や、県警ホームページ・ラジオ等を通じた広報活動を実施した。
- ・ 福島県商工労働部との連携により、大規模企業展示会「ロボット・航空宇宙フェスタふくしま2025」の会場において、技術情報流出防止を呼び掛ける「経済安保セミナー」を開催した。(参加団体：約30団体)

※ アウトリーチ活動

捜査等を通じて把握した技術情報等の獲得に向けた外国からの働き掛けの手口や、それに対する有効な対策について、技術情報等を扱う企業や研究機関に情報提供する活動

重点目標6 サイバー空間の脅威への的確な対処

【総評】

不正アクセス禁止法違反や電子計算機使用詐欺罪等のサイバー事案等を検挙し、犯行手口や犯行目的等の実態解明を推進するとともに、関係機関やサイバー犯罪対策アドバイザー、サイバー防犯ボランティアと協働して県民に対する広報啓発活動を行い、サイバー事案等の被害防止対策を推進した。

また、重要インフラ事業者や先端技術を有する事業者等に対して、サイバー空間における脅威情報等の共有やサイバーセキュリティに関する講演の実施等により、官民連携を強化したほか、サイバー攻撃の発生を想定した事業者等との共同対処訓練を実施するなど、サイバー攻撃による被害の未然防止・拡大防止対策を推進した。

このほか、サイバー事案等捜査に必要な知識及び技能向上のため捜査員を各種研修に派遣したほか、東北管区警察局福島県情報通信部と連携し、高度な解析方法等に関する実践的な研修を実施するなど、サイバー空間の脅威に対処できる人材の育成に努めた。

サイバー空間が県民の生活・社会経済活動に必要不可欠な公共空間となっている中、事業者等を標的としたサイバー攻撃や不正アクセス行為等、極めて深刻な情勢が続いていることから、引き続き、サイバー犯罪の捜査、実態解明及び対策を一元的に実施すべく対処態勢の強化に努めるとともに、官民が連携し、より実効性のある取組を一層推進する必要がある。

また、サイバー事案等の被害実態や手口についてSNS等による情報発信をするほか、各種会合や講習等あらゆる機会を活用し、被害の未然防止又は拡大防止の取組を推進する。

重点推進事項1

サイバー事案等の取締りと被害防止対策の推進

【取組結果】

- サイバー事案等の取締り・実態解明の推進
 - ・ 不正アクセス禁止法違反、電子計算機使用詐欺罪、児童買春・児童ポルノ法違反、県青少年健全育成条例違反等により169件75人（前年比+24件、－3人）を検挙するとともに、手口や目的等、犯行実態の解明に努めた。
- 適正捜査の推進
 - ・ サイバー事案等は匿名性が高く、被疑者特定が困難であることから、技能指導官による研修等を行ったほか、証拠物件の綿密な解析や裏付け捜査を徹底するなど適正捜査に努めた。
- 違法・有害情報対策の推進
 - ・ 県民等からの通報、捜査員が行うサイバーパトロール等により、違法・有害情報の発見や削除を行った。
 - ・ 県民等からの通報やサイバーパトロール等により認知した海外サーバの悪質サイト（クレジットカード情報や各種認証情報を窃取するフィッシングサイト等）について、閲覧防止の措置を執るため、警察庁を通じてプロバイダ等へ情報提供を実施

した。(情報提供数：91件)

○ 広報啓発活動の推進

- ・ 県内のコンピュータ・ネットワーク関連企業等を中心に組織する「県ネットワーク・セキュリティ連絡協議会」等に対して情報提供や注意喚起を行ったほか、POLICEメールふくしまや県警ホームページ、X等により、県民に対する情報発信を行った。(POLICEメール：14件、X：20件)

○ 通報・相談への適切な対応

- ・ オンラインによる研修や執務資料を発出し、サイバー事案等関連相談を受理する際に必要となる知識や対応方法等を職員に周知した。
- ・ 警察安全相談や、警察庁ウェブサイトにおける、全国統一のオンライン受付窓口へ寄せられたサイバー事案等に関する相談に対して、被害防止等に関する助言や指導を行った。(サイバー事案等関連相談受理件数：2,290件)

○ 官民連携による被害防止対策の推進

- ・ 社会人、大学生・高校生等を、サイバー空間の浄化活動を推進するサイバー防犯ボランティアとして委嘱し、防犯イベントにおける広報啓発活動等を実施した。(委嘱者数：44人)
- ・ 金融機関と連携し、フィッシング被害防止キャンペーンを実施した。
- ・ サイバーセキュリティ分野における協力について覚書を締結する会津大学とサイバーセキュリティに関する情報交換等を行った。
- ・ サイバーセキュリティパートナーシップ連携協定(それぞれの資源を有効活用した協働による活動)を締結する事業者と連携し、サイバーリスク対策セミナーを行った。
- ・ 「県ネットワーク・セキュリティ連絡協議会」の総会等の機会において研修会を開催し、県警察職員による講演等を行ったほか、同協議会員に対し、国内外のサイバー空間における脅威情報等に関する資料を発行した。(資料発行数：15回)
- ・ 県重点事業として、県内企業の従業員を対象としたサイバー対処能力向上講習会等を実施した。(50名を対象に3日間(全3回)実施)

重点推進事項 2

サイバー攻撃の実態解明と被害の未然防止等の推進

【取組結果】

○ 捜査活動と実態解明の推進

- ・ 生活安全部門、警備部門及び情報通信部門が連携し、初動体制を確立するとともに、捜査を推進する上で必要となる情報を共有した。
- ・ サイバー攻撃事案を把握した場合において、攻撃者・犯行手口等の実態解明を推進し、解明された情報を基に被害の未然防止・拡大防止対策を実施した。
- ・ サイバー攻撃被害の未然防止に資する能動的な被害防止策として、重要インフラ事業者等に対してセキュリティ診断の実施を働き掛けた。(実施数：29件)
- ・ 情報収集用端末等を活用し、サイバー攻撃集団等に関する情報収集、分析を継続的に実施した。

○ 官民連携の推進

- ・ 重要インフラ事業者や先端技術を有する事業者等を個別訪問し、サイバー攻撃か

らの被害を防止するための情報提供や指導を行ったほか、サイバー攻撃の発生を想定し、警察への通報体制や犯罪等痕跡の収集方法等を確認するなどの共同対処訓練を実施した。(個別訪問実施数：208件、訓練回数：9回)

- ・ 重要インフラ事業者等に対し、民間企業の有識者を招へいするなどサイバーセキュリティに関する講演を実施した。(講演実施数：11件、参加事業者数：195事業者)

重点推進事項 3

サイバー空間の脅威に対処できる人材育成の推進

【取組結果】

○ 組織的な対処能力の向上

- ・ 専門的な知識・技能を有する捜査員を育成するため、警察大学校や情報セキュリティ専門の企業等における高度な研修に職員を派遣した。(延べ派遣者数：23人)
- ・ 各部門の中核となる捜査官を養成するため、「高度サイバー捜査官養成研修制度」による実践的な研修を継続的に行った。
- ・ サイバーセキュリティに関する最新の情報や捜査技術の習得のため、各種会議等の機会において、技能指導官及びサイバー犯罪対策アドバイザーによる研修を行った。
- ・ 東北管区警察局福島県情報通信部との連携を強化し、解析用機器を用いた各種端末の解析方法等の研修を行った。
- ・ 全職員を対象としてサイバー対処能力検定を行った。(検定取得率：96.6%)
- ・ 警察官を対象として、サイバー事案等事件捜査を想定した実践的な問題に取り組むサイバー対処能力競技大会を開催した。
- ・ 執務資料を発出するとともにeラーニングによる自主学習を推進した。
- ・ 情報処理に関する専門的知識・技能を活かし、サイバー事案等の捜査業務を行う警察官を採用するため、サイバー捜査官の採用選考試験の募集を行ったが、採用には至らなかった。

重点目標7 県民のための強く、やさしく、開かれた組織づくり

【総評】

福島県の治安維持を担う人材確保のため、あらゆる機会を通じて募集活動を展開するとともに、警察官採用試験回数を見直し受験希望者の利便性を高めたほか、現場執行力の強化に向けた各種訓練を計画的かつ継続して実施するなど、幹部職員も含めた警察官の実務能力向上を推進した。

また、治安情勢の構造的変化及び被災地域の実情に応じた組織運営を行ったほか、セキュリティ対策と並行した警察業務のデジタル化を進めるとともに、ワークライフバランス行動計画に基づく働きやすい職場づくりを推進した。

さらに、ふくしま被害者支援センターをはじめとした民間団体との連携や、福島県多機関ワンストップサービス体制への参画等を通して、犯罪被害者等に寄り添った支援活動を実施した。

このほか、事件事故や犯罪情勢等、県民の安全・安心の確保に効果的な情報を積極的に発信するとともに、情報公開・個人情報保護制度に関する各所属への指導を実施することで、透明性のある警察行政の確保に努めた。

これら取組を推進した結果、警察官の募集については、申込者、受験者共に前年度に比べて増加したほか、子どもが生まれた男性職員を対象とした休暇休業（いわゆる「男の産休」、「男の育休」）については取得が定着した。よって、これらの取組を継続するとともに、優秀な人材の確保のため、選ばれる職場となるための必要な施策を実施していく。

重点推進事項1

警察活動の基盤強化

【取組結果】

- 優秀な人材の採用に向けた募集活動等の積極的推進
 - ・ 警察官採用候補者試験受験者募集目標を所属ごとに示し、募集活動の進捗管理を行ったほか、募集活動実績優良職員等に対し表彰を行った。
 - ・ 受験希望者の利便性を高めるために警察官B（第1回）試験を新設するとともに、各所属において採用募集体制を構築し、窓口業務、巡回連絡等の警察活動を通じた広報のほか、職員個々の人脈を活用した募集活動を推進した結果、試験全体で申込者603人（前年比+89人）、受験者437人（前年比+51人）と前年度に比べて増加した。
 - ・ 警察業務に対する興味と理解を深める機会として、県本部及び4方部（福島、郡山、会津、いわき）において体験型業務説明会を開催し、サイバー犯罪捜査、鑑識活動等の職業体験を行った。（参加数：81人）
 - ・ 県警ホームページ、POLICEメールふくしま、X、YouTube等の広報媒体を活用した情報発信による募集活動のほか、対面型、オンライン型の募集説明会等を開催した。（POLICEメールふくしま・X発信数：148回、YouTube掲載動画数：1本、対面型説明会実施数：52回、オンライン型説明会実施数：3回）

- ・ 合格内定者やその保護者等を対象とした内定等説明会を開催することにより、学校生活や研修訓練に対する不安解消に努め、内定辞退防止に取り組んだ。
- 採用時教養の充実
 - ・ 時代に即した採用時教養となるように、前例踏襲にとらわれることなく、警察学校の規律や指導方法、研修内容等の見直しを行った。
 - ・ 学校長訓育をはじめ、部内講師による講話を通じて、職責を自覚させ、倫理観を高めるなど、警察官としての資質を養った。
 - ・ 基礎的知識及び技能を修得させるため、捜査書類の作成や職務質問要領等の実務に直結した実戦研修のほか、逮捕術、柔道、剣道等の術科訓練や装備品を効果的に活用した総合対処法訓練等を実施した。
 - ・ 本部・警察署と連携して、専門的知識と技能を有する技能指導官を招いた講義や、警察署における制服実務研修等を実施した。
- 幹部の指揮能力の向上と若手警察官の戦力化の推進
 - ・ 多様化、複雑化する警察事象に対応するため、現場執行力の強化に向けた実戦的総合訓練（一連の警察活動をロールプレイング方式により実施する訓練）を実施した。（実施回数：41回）
 - ・ 実務経験が豊富であり、かつ、警察実務に関する卓越した専門的知識・技能を有する技能指導官による専門的知識・技能の伝承のための研修をオンライン形式で実施した。（実施回数：9回19講座）
 - ・ 各階級において必要な知識等を習得させるため、各級幹部への昇任が予定される職員を対象とした研修を実施した。（実施回数：5回）
 - ・ 警察職員に求められる誇りと使命感を高めるため、職務倫理及び警察改革の精神の徹底等に関する研修を定期的に実施した。（実施回数：6回）
- 実戦に即した恒常的な術科訓練等による執行力の強化
 - ・ 警察官の現場執行力の向上のため、勤務環境や職種に応じて実際の現場で発生する可能性の高い事案を想定した訓練を実施した。（方部別術科巡回指導：14回、県本部職員対象の術科訓練：33回、女性警察官対象の方部別術科研修：4回）
 - ・ 各所属の担当者に対して、過去の事例を踏まえた逮捕術、柔道、剣道等の術科訓練、装備品を活用した現場における対処法に関する術科指導者専科及び研修を実施した。
 - ・ 拳銃出納時に実包の装填の有無を確実に確認するとともに、拳銃の適正管理・注意事項を示した執務資料を作成するなど、誤発射事故の絶無に向けた対策を実施した。
 - ・ 警察官に必要な車両運転の知識と技能を向上させるため、自動車安全運転センター安全運転中央研修所等において運転訓練を実施した。（実施回数：5回）
- 警戒の空白を生じさせないための組織運営の推進
 - ・ 治安情勢の構造的変化に対応するため、捜査支援分析課及び自動車警ら隊を新設した。
 - ・ 避難指示が解除された地域の安全・安心を確保するため、大熊駐在所に警察官を居住させて通常運用を再開した。
 - ・ 職員からの業務改善提案を随時受け付け、効果的な提案については積極的に採用するなど、効率的な業務運営を推進した。（受付数：16件、採用：6件）
 - ・ 福島県警察デジタル化推進基本方針に基づく取組の進捗管理等を行うため、デジ

タル化推進分科会を開催した。(開催回数：3回)

- ・ 作業の自動化を行うツールであるRPAとAI-OCRを適用した業務の本運用を行った。(本運用開始数：14業務(効果として年間約810時間の削減))
- ・ デジタル化を加速する役割を担う人材を「デジタル技術普及活動推進員」として71人指名し、RPAとAI-OCRに係る研修と当該ツールを業務に適用する取組を行った。
- ・ 業務効率化のため、AI音声認識による文字起こしソフトウェアを運用した。
- ・ 勤務制度や旅費制度等に基づく内部管理業務をデジタル化して業務を効率化するため、システムの設計作業を進めた。
- ・ 契約手続に係る作業(タスク)管理・内部統制の強化、業務の効率化のため、タスクマネジメントアプリケーションを試行導入し、効果的活用方法等を検証した。
- ・ 各業務主管課と連携して、県警が独自運用していた警察安全相談管理システム等9業務を警察庁の警察共通基盤システムへ移行した。
- ・ 各種会議、研修等の開催に当たり、電子会議システムの積極的な活用を促進することにより、業務を効率化した。(実施数：337回、延べ利用者数：5,221人)
- ・ 警察業務のデジタル化を推進し、事務の効率化を補完する目的で、複数のシステムの未決裁状況を一画面に集約・表示する「決裁件数確認ツール」を開発して運用を開始した。
- ・ 警察情報処理員の採用に向け、県内や隣接県の情報系学科を有する高校や専門学校(計13校)を訪問し、募集活動を実施した。
- ・ 予算編成においては、国や県の動向、治安情勢等を踏まえ、費用対効果を重視した緻密な事業検討を行い、デジタル化推進や治安・交通事故対策、詐欺対策等、真に必要な事業経費の確保に努めた。

○ 情報セキュリティ対策の着実な推進

- ・ eラーニングシステムを活用して、根拠規定やインシデント発生時の対応を学習させるための「情報セキュリティ対策リフレクション(振り返り)」を実施した。(実施者：2,338人)
- ・ 全所属に対する情報セキュリティ監査を実施し、情報セキュリティ対策の検証及び指導を行ったほか、職員の情報セキュリティ意識向上及びIT技術向上を目的に各種研修会(実施数：12回、受講者数：252人)、執務資料の発出(59件)等を実施した。
- ・ 県警察のサーバ等に対するサイバー攻撃対策として、ログ分析、電子メール対策、脆弱性対策等を実施した。

○ 職務執行を支える取組の推進

- ・ 田村警察署常葉駐在所の移転新築、会津坂下警察署三島駐在所の新築のほか、警察署、交番等治安維持及び災害対策の拠点となる警察施設の改修等を計画的に実施した。
- ・ 夏制服着用期間の延長やポロシャツ型夏服上衣の試験運用を行うなど、県警の暑熱対策を効果的に実施した。
- ・ 必要な機動力を確保するため、捜査用車等のリース車両7台を更新したほか、受傷事故防止用資機材の更新整備等を計画的に実施した。
- ・ 適正な会計業務を推進するため、53所属に対して会計事務の監査を実施し、会計経理の検証及び指導を行ったほか、全職員向けの執務資料を発出した。
- ・ 幹部職員等を対象としたオンライン会議(会議参加者：82人)や、各所属に対す

る事務指導を通して、計画的かつ効果的な予算の執行に努めた。

- ・ 全所属に対して物品検査を実施し、各種簿冊の整理・保管状況を検証するとともに、現物を確認し、物品の有効活用、不用物品の適正な廃棄等を指導した。

○ ワークライフバランス等の推進

- ・ 県警察の特定事業主行動計画である「福島県警察ワークライフバランス等推進のための行動計画」に基づき、職員のワークライフバランス及び女性職員の活躍推進に取り組んだ。
- ・ マネジメントに関する執務資料を定期的に発出することにより、人的・時間的資源を有効活用する意識を高めたほか、勤務制度の柔軟な活用や働き方への意識改革により、超過勤務縮減に取り組んだ。
- ・ 年次有給休暇の取得について、連続的な取得や1か月に1日以上を取得する月一年休の奨励等に取り組み、行動計画で定めた数値目標を4年連続で達成したものの、本部と警察署の取得平均日数に2.2日の差違が生じた。(平均取得日数：15.7日、目標値：14.0日)
- ・ こどもが生まれた男性職員を対象とした休暇休業（いわゆる「男の産休」「男の育休」）について、面談により具体的な取得計画を立てるなどの取組を組織的に推進した結果、行動計画で定めた数値目標を達成した。(令和6年度「男の産休」平均取得日数：8日、目標：8日、「男の育休」取得率：105.1%、目標：50%以上)
- ・ 育児休業中の職員が抱える不安を解消し、スムーズな職場復帰を支援するための研修について、希望者への資料配布による書面開催で実施した。(配布数:46人)
- ・ 子育てや介護等の事情を抱える職員向けの支援制度に関する資料を庁内システムへ掲載したほか、全職員向けの執務資料を発出し、制度の周知と理解を促進した。
- ・ 幹部職員のマネジメント能力向上のため、警察庁職員を講師として招き、次席、副署長等を対象としたマネジメント研修を開催した。
- ・ 幹部職員は、年次有給休暇の取得や男性職員の育児参画をはじめとしたワークライフバランス等に資する取組についての目標を掲げることとし、人事評価を実施した。
- ・ 女性職員のキャリア形成に対する意識向上につなげるため、女性職員のキャリア・ロールモデル集を編集し、庁内システムへ掲載した。
- ・ 選ばれる職場づくりを実現するためのプロジェクトチームを立ち上げ、今後取り組むべき課題を抽出した。

○ 総合的な健康管理対策の推進

- ・ 疾病等の早期発見・早期治療のため、病気療養による休業者等を除く全職員に健康診断を確実に受診させるとともに、精密検査を要する職員については2次検診の受診を徹底させた。
- ・ 肥満をはじめとした生活習慣の改善に向けた意識改革を促進するため、保健師が各警察署等を巡回し、保健指導を実施した。
- ・ 受動喫煙防止のため、全所属において、「勤務時間内禁煙」、「公用車内禁煙」及び「特定屋外喫煙場所以外の場所における禁煙」を徹底させるとともに、県本部本庁舎において、曜日に関わらず、昼休み時間帯以外の時間を敷地内禁煙とした。
- ・ 心の健康づくり等の健康管理対策を推進するため、病気療養による休業者等を除く全職員にストレスチェックを実施し、各所属の職場環境の把握と改善を行ったほか、希望する高ストレス者に医師による面接指導を実施した。

- ・ 過重勤務に伴う健康障害防止のため、一定の長時間勤務を行った職員に対し、法の定めに基づき医師による面接指導を実施した。
- ・ 健康で働き続けるための取組として、育児メンタル支援セミナー、女性職員健康セミナー、男性職員健康セミナー等の年代、性別等に応じた健康課題に対する研修を開催した。
- 高い規律と士気を有する職場環境の確立
 - ・ 各所属の業務運営、職員の服務規律の実態等を確認する総合監察及び随時監察において、書類の確認や職員への聞き取りを通して、業務の適正運営や、職務倫理の指導状況等を確認したほか、ハラスメント防止に関する研修や事例に基づく執務資料の発出により、非違事案防止に取り組んだ。
 - ・ 新たに所属長に対する身上把握と指導を実施することとしたほか、身上把握と指導の取組が低調な所属を把握して実施を促すことにより、取組の強化につなげた。
 - ・ 実績・功労について、適切な表彰を実施し、職員の士気高揚に取り組んだ。(表彰総計1,073件(個人828件、部署150件))

重点推進事項 2

犯罪被害者等の心情に寄り添う活動の推進

【取組結果】

- 被害者等の心情を理解したきめ細かな被害者支援の推進
 - ・ 迅速な被害者支援体制確立のため、各警察署及び高速隊に被害者支援要員(435人)、県警本部に指定被害者支援要員(41人)を指定するとともに、北海道警察犯罪被害者支援室員による死傷者多数事案発生時支援についての講演や、全職員が学習可能なeラーニングを活用した教育等を実施した。
 - ・ 犯罪被害者等早期援助団体である「ふくしま被害者支援センター」、性暴力等被害救援協力機関「SACRAふくしま」との連携による支援を実施したほか、県が中核となる福島県多機関ワンストップサービス体制に参画し、多機関連携による支援体制を強化した。
 - ・ 被害者等の精神的・経済的負担軽減のため、診断書や一部医療費の公費負担、部内カウンセラーによるカウンセリング等を実施した。
- 社会全体で被害者等を支援する気運の醸成
 - ・ 地域社会全体で被害者等を支える気運を醸成するため、ふくしま被害者支援センター等の関係機関・団体と連携し、「被害者に優しいふくしまの風運動」として、講演等の事業を行った。
 - ・ 被害者に優しい人づくり事業として、犯罪・交通事故の被害者遺族等による講演を行う「命の大切さを学ぶ授業」を実施した。(実施数：中学校15校、3,064人、高等学校6校、1,620人)
 - ・ 被害者に優しい地域づくり事業として、被害者遺族等の手記の朗読や被害者支援施策の紹介をする出前型ミニ講座を実施した。(実施数：212回、10,224人)
 - ・ ふくしま被害者支援センター、県、県警察の共催による「支援の輪を広げるつどい」を開催し、京都アニメーション放火殺人事件被害者ご遺族による講演やパネル展を実施した。(来場数：約320人)
- 相談への適切な対応

- ・ 相談内容に応じて関係所属、関係機関等と連携して必要な措置を講じるなど、迅速かつ適切に対応した。(相談受理件数：51,304件)
- ・ 職員の対応能力向上のため、相談担当者を対象とした研修を実施するとともに、全職員向けの執務資料を発出した。
- ・ 県北方部に相談窓口を有する関係機関・団体等(31の機関・団体)で構成される福島相談窓口業務連絡会(通称「そくだんネット福島」)を開催し、各種相談に対する連携を強化した。

重点推進事項 3

透明性のある警察行政の確保

【取組結果】

- 県民の安全・安心に資する効果的な広報の推進
 - ・ 県民の犯罪被害防止、交通事故防止等に向け、重大事件・事故や予兆事案を速やかに広報した。(広報件数：5,784件)
 - ・ 犯罪被害防止に必要な情報や各種警察活動等を新聞、テレビ、ラジオ、広報紙のほか、県警ホームページやYouTubeを活用し、積極的に発信した。(YouTube掲載動画数：346本)
 - ・ 各種行事等へ県警音楽隊を積極的に派遣し、犯罪被害防止や交通事故防止の広報を行った。(派遣数：56件)
 - ・ 警察本部庁舎の見学を希望する団体等に対して、業務内容の説明や主要施設の見学案内を実施した。(対応数：71団体、1,594人)
- 情報公開・個人情報保護制度への適切な対応
 - ・ 情報公開・個人情報保護制度の理解促進、開示請求への適切な対応のため、全職員に対し執務資料を発出した。
 - ・ 保有個人情報の適正管理のため、全警察署、本部執行隊に対して監査を実施した。
 - ・ 県警察の施策に関する訓令、通達等の規程について、警察行政の透明性を確保するため県警ホームページに掲載した。(掲載数：664件)
 - ・ 福島県警察情報センター閲覧コーナーに行政資料を備え、積極的に情報提供を行った。(設置数：87件、情報提供数136件)
 - ・ 公文書の適正管理のため、全警察署、本部執行隊に対して監査を実施した。
 - ・ 文書管理業務を適切に推進するため、適正な業務処理及び文書管理システムの運用について、全職員に対し執務資料8件を発出した。
- 適正な警察業務の確保
 - ・ 職員の職務執行に対する苦情には、公平・中立的な立場で誠実に対応するとともに、不適切な対応等が認められた場合は、個別の指導を行い再発防止と苦情を踏まえた業務改善に努めた。(苦情件数：43件(公安委員会宛27件、県警察宛16件))
 - ・ 留置施設における業務上の問題点等を把握するための実地監査及び適正な留置管理業務の推進に向けた指導巡視を実施した。(実地監査数：9施設、指導巡視数：48回)
 - ・ 留置事故・不適正事案を防止するため、事例に基づく執務資料を発出し、留置業務の基本原則を周知徹底させるとともに、検察庁等関係機関に対して被留置者を早期に拘置所等刑事施設へ移送するよう要請した。
 - ・ 留置管理業務に従事する警察官の能力向上及び留置管理体制の強化に資するた

め、留置担当官等を対象とした指導・研修、技能指導官の派遣による出前型研修を実施した。(指導・研修：51回、出前型研修：23回)

- 適正な取調べを実施するため、本部担当者が警察署を巡回して取調べ状況を確認したほか、調査対象事案に対して適切に対処した。(巡回数：92回、調査：4回)
- 被疑者取調べ監督制度を適正に運用するため、警察官に対する研修を実施したほか、執務資料の発出やSA（ショートアンサー）試験を実施した。(研修回数：17回、資料発出：31回、SA試験：1回)